

宗像市長 谷井博美様  
宗像市議会議長 田中時宗様

宗像市監査委員 岩本隆志  
宗像市監査委員 石松和敏

### 定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果について下記のとおり報告する。

#### 記

#### 1 監査の概要

- (1) 監査委員 岩本隆志 石松和敏
- (2) 監査実施期日 平成22年3月3日（水）
- (3) 監査対象機関 健康福祉部 地域包括支援センター
- (4) 監査の範囲 平成21年度 地域包括支援センターの事務事業（別表）

#### 2 監査の方法

地域包括支援センター所管の事務事業について、関係法令及び予算に基づき適正に管理、執行されているかどうかについて実施した。監査にあたっては、予算の執行状況及び関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取した。

#### 3 監査の結果

提出された書類に基づいて監査を実施した結果、事務事業についておおむね適正に執行されているが、次の点について指摘する。

##### (1) 印刷製本に関する事蹟について

見積依頼書に宗像市文書管理規程に基づく文書番号ではなく「事務連絡」と記載しているもの、見積依頼書の発信日と起案文書の決裁日が整合していないもの、見積書が提出期限後に提出されているもの、見積書の名称が誤っているもの、契約締結の起案において予定価格、予算額、支出負担行為済額が記載されていないものがあるので、事務処理を適正に行われたい。

##### (2) 緊急通報装置システムに関する事蹟について

業務委託に係る保守点検報告書および業務報告書は、提出日が不明であり受付日も確認できない。仕様書については記載されている事業概要が、見積依頼時と契約時で異なっている。また、緊急通報装置貸与契約書の契約日が、契約期間の初日より後のものがあるので、事務処理を適正に行われたい。

- (3) 宗像市軽度生活援助事業に関する事蹟について  
利用者からの利用者負担金の徴収に関して、委託契約条項第4条の内容と仕様書に記載されている内容が整合しない。また、業者から徴取した見積書に提出年月日が記載されていないので、事務処理を適正に行われたい。
- (4) 大島地区高齢者等タクシー料金助成事業に関する事蹟について  
大島地区高齢者等タクシー料金助成事業実施要綱第2条の要件を満たしていない住民に対して利用決定をしている。また、利用決定通知書および業務依頼書に記載されている根拠規定が誤っているので、事務処理を適正に行われたい。

別表 平成21年度 地域包括支援センターの事務事業（提出書類）

区分	提出帳票台帳・資料の内容	台帳類	資料
個別資料	緊急通報装置システムに関する事蹟	○	○
	介護予防システムに関する事蹟	○	○
	大島地区高齢者等タクシー料金助成事業に関する事蹟	○	○
	印刷製本に関する事蹟（別記）	○	○
	委託に関する事蹟（別記）	○	○
	備品購入に関する事蹟（別記）	○	○
	負担金に関する事蹟（別記）	○	○
共通資料	定期監査調書		○
	郵便切手等受払簿	○	
	時間外勤務命令簿		○
	時間外勤務等一覧表（写し）		○
	勤務報告書（写し）		○

(別記)

平成21年度 印刷製本に関する事蹟

1	介護予防健診案内チラシ印刷
2	介護予防事業案内チラシ印刷

平成21年度 委託に関する事蹟

1	軽度生活援助事業委託
---	------------

平成21年度 備品購入に関する事蹟

1	公用車購入費（軽乗用車2台）
---	----------------

平成21年度 負担金に関する事蹟

1	負担金交付台帳（財政課提出分・交付先の決算書等含む）
---	----------------------------